

近畿圏の有識者によるデータ利活用ネットワーク設置要綱

(目的)

- 1 本県が、近畿圏（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県）の研究者等とともに、近畿圏全域におけるデータ利活用促進等に取り組むことを目的として、「近畿圏の有識者によるデータ利活用ネットワーク」（以下「ネットワーク」という。）を設置する。

(所掌事務)

- 2 ネットワークは、次に掲げる事務を所掌する。
 - (1) データ利活用促進、データサイエンス人材の育成及び統計思想の普及・啓発等に関する取組への助言、評価、協力及び情報発信等
 - (2) その他目的を達成するために必要な事項

(組織)

- 3 委員は、データ利活用に関し深い造詣を有し、近畿圏に在住する研究者等のうちから選定する。

(会議)

- 4 ネットワークは、2に定める事務を効果的に推進するため、必要に応じて会議を開催する。

(事務局)

- 5 ネットワークの事務局を、企画部企画政策局企画課に置く。

(守秘義務)

- 6 委員は、ネットワークの活動において知り得た情報を他に漏らしてはならない。委員でなくなった後も同様とする。

(施行の細目)

- 7 この要綱の施行に関し必要な事項は、企画課長が定める。

付則

この要綱は平成28年9月8日から施行する。

付則

この要綱は令和元年7月19日から施行する。

付則

この要綱は令和6年4月1日から施行する。